

学校医の解嘱及び委嘱の件

下記のとおり学校医を解嘱及び委嘱する。

令和3年3月10日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

記

1 解嘱の理由

学校医の辞退申し出による。

2 解嘱

(1) 解嘱者

溝尻 源太郎 (南甲子園幼稚園、西宮東高等学校、甲子園浜小学校、浜甲子園中学校 学校医)

播磨 良一 (鳴尾東幼稚園 学校医)

(2) 解嘱年月日 令和3年3月31日

3 委嘱

(1) 委嘱者

山田 耕作 (南甲子園幼稚園、西宮東高等学校 学校医)

武藤 俊彦 (甲子園浜小学校 学校医)

奥窪 明子 (浜甲子園中学校 学校医)

宇野 浩史 (鳴尾東幼稚園 学校医)

(2) 委嘱年月日 令和3年4月1日

(3) 任期 令和3年4月1日～令和4年3月31日。ただし、再任を妨げない。

(参考1)

○提案理由

任期途中で辞退の願い出による欠員が生じるため、後任を委嘱する。

(参考2)

○学校保健安全法 (抜粋)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。